

告 示

埼玉県告示第百八十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和五年二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

福井 太郎	坂口 雄介	溝上 達朗	布施 滋	玉置 裕一郎	高濱 晶彦	医師の氏名
害 ぼうこう又は直腸機能障	聴覚障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	指定障害区分
社会医療法人ジャパンメディカルア ライアンス東埼玉総合病院	医療法人恵養会坂口耳鼻咽喉科	熊谷外科病院	医療法人啓仁会所沢ロイヤル病院	一般社団法人巨樹の会所沢明生病院	愛善会所沢整形外科	医療機関の名称
幸手市吉野五百十七―五	所沢市西所沢一―二十三 ―三階	熊谷市佐谷田三千八百十 一―一	所沢市北野三―一―十一	所沢市山口五千九十五	六 所沢市宮本町一―十五―	医療機関の所在地
令和四年十月一日	令和四年八月一日	令和四年七月七日	令和四年三月三十一日	令和四年二月二十八日	平成三十一年三月三十一日	辞退年月日

根本 文夫	金井 弘次	加藤 浩	足立 英雄	沖下 卓也	秋葉 春彦	大野 洋一
肢体不自由	じん臓機能障害	肢体不自由	ぼうこう又は直腸機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	じん臓機能障害
根本整形外科医院	社会医療法人財団石心会埼玉石心会 病院	加藤クリニク	あだち医院	社会医療法人社団巨樹の会新久喜総合病院	埼玉医科大学病院	埼玉医科大学病院
坂戸市日の出町二―十六	狭山市入間川二―三十七 ―二十	秩父市宮側町十二―十二	深谷市上柴町東五―十五 ―十四	久喜市上早見四百十八― 一	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八
令和四年十二月二十二日	令和四年十二月二十日	令和四年十二月十六日	令和四年十二月十四日	令和四年十二月七日	令和四年十二月六日	令和四年十二月一日

杉田 公一	新井 治男	相楽 達男
聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	肢体不自由	心臓機能障害
医療法人社団公信会杉田耳鼻咽喉科	新井整形外科	医療法人三愛会イムス三郷クリニック
戸田市下前一―九―二十二	羽生市藤井上組千九	三郷市采女一―百二―二
令和四年十二月三十日	令和四年十二月二十七日	令和四年十二月二十三日